（死体の焼却等の義務の除外）

第二条　ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（以下「政令」という。）第二条の規定により読み替えられた家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十三条第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可若しくは同法第二十三条の二の三第一項の登録を受けている医薬品若しくは再生医療等製品（同法第二条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下この号において同じ。）の製造業者によって生物学的製剤若しくは再生医療等製品の製造のため係留され、当該製造のためランピースキン病患畜（ランピースキン病にかかっている牛又は水牛をいう。以下同じ。）若しくはランピースキン病疑似患畜（ランピースキン病にかかっている疑いがある牛又は水牛をいう。以下同じ。）となった家畜の死体又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者によって同条の検査のため係留され、当該検査のためランピースキン病疑似患畜となった家畜の死体がこれらの者の施設又は農林水産大臣の指定する施設内にある場合

二　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第二十号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十八条第一項の規定に基づき、ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項（第一条―第九条）	第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項（第一条―第九条）
第二章　修理事業者の判断の基準となるべき事項（第十条―第十五条）	（新設）
第三章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項（第十六条―第二十二条）	第二章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項（第十条―第十六条）
第四章　賃貸事業者の判断の基準となるべき事項（第二十三条―第三十条）	（新設）
附則	附則
第二章　修理事業者の判断の基準となるべき事項	（新設）
（原材料等の使用の合理化）	
第十条　ユニット形エアコンディショナの修理の事業を行う者（以下「修理事業者」という。）は、ユニット形エアコンディショナに係る使用済物品等の発生を抑制するため、小型の又は軽量なコンプレッサー、筐体その他の部品等の採用その他の措置により、ユニット形エアコンディショナに係る原材料等の使用の合理化を行うものとする。	